

「造神宮寺料」の行方にについて

中山重記

- 一 はじめに
- 二 八幡大神の封戸位田の二重性格
- 三 「十八ヶ本御庄」は八幡大神の封戸位田の庄園化したものではない。
- 四 八幡大神の封戸位田は「造神宮寺料」から弥勒寺領の中核体を形成した。
- 五 おわりに

一、はじめに

天平勝宝二年（AD七五〇）、「⁽¹⁾品八幡大神に封八百戸（以前の四百廿戸に今三百八十戸を加える）・位田八十町（以前の五十町に今卅町を加える）、二品比賣神に封六百戸・位田六十町が奉充わられた。これは八幡大神が東大寺大佛の建立に功があったからであるが、歴史的には忽然として顕れた八幡神に、伊勢神宮よりもはるかに多い日本一多量の封戸・位田を寄進せられたのは当時の偉観であった。

然るに藥師寺の僧行信と八幡神宮主神大神田麻呂等の厭魅事件⁽³⁾によって、天平勝宝六年（AD七五四）、これに関与した行信・田麻呂・杜女が流罪⁽⁴⁾となるに及び、その封戸及び位田は大宰府の檢知下におかれた。

これについて八幡神側も考えるところがあつたのであろう、翌七年には八幡大神が詫宣するに、「神吾不願矯託神命、請

取封一千四百戸・田一百卅町、徒無所用、如捨野山宜奉返朝廷、唯留常神田耳」とあったので朝廷も、その神託を受入「依神宣行之」れたので、一千四百戸の封と位田百四十町は全くなくなつたのである。しかし常神田のみは残されたのであろう。日本第一の封戸・位田の所有者である八幡大神がその封戸位田を残りなく返上してしまつたことは、神宮にとつては最大の痛手ではあつたに相違ない。

然るに、天平宝字八年（AD七六四）に八幡大神⁽⁷⁾に廿五戸、天平神護二年（AD七六六）に、比咩神⁽⁸⁾に六百戸が奉られた。これで神宮ははつと一息ついで安堵の胸をなでおろしたことであろう。比咩神の位田六十町のことは書いてないが、「大鏡」の記載から考えると、これもこの時奉られたと見るのが至当であろう。

かくて、八幡大神の封戸八百戸・位田八十町は大宰府の檢知下におかれていったが、延暦十七年（AD七九八）になると、太政官符⁽⁹⁾によつて、「贋充造神宮寺料」てることゝなり、その出納については神宮は関与することができず、「自今以後宜納府庫」めしめられたのである。

- (1) 続日本紀天平勝宝二年二月戊子条、
- (2) 新抄格勅符抄第十卷「神事諸家封戸」神封部、
- (3) 続日本紀天平勝宝六年十一月申申
- (4) 同書 天平勝宝六年十一月丁亥
- (5) 同書 天平勝宝七年三月丁亥条
- (6) 新抄格勅符抄第十卷「神事諸家封戸」
- 「大同元年牒 神封戸」に、
- 「八幡神 一千六百六十戸 可定一四卅戸
- 田百卅六町九段二百四歩_{位田百卅町九段二百四歩}

一品八幡大神封八百戸 前奉四百廿戸
今加三三百八十戸

位田八十町 先奉五十町
今加卅町

二品比咩神 六百戸 位田六十町」

とある。こゝにいう常神田とは、「神田六町九段二百四十歩」のことであろう。

- (7) 続日本紀天平宝字八年九月庚申条
(8) 同書 天平神護二年四月丙申条
(9) 新抄格勅符抄第十卷延暦十七年十二月廿一日「太政官符」

二 八幡大神の封戸位田の二重性格

「新抄格勅符抄」第十卷所収文書に

(A) 太政官符 (B) 太宰府

一應納府庫八幡大菩薩封一千四百戸 位田百卅町事

右檢案内、去天平勝寶七歳（AD七五五）三月廿八日下符傳、得府解僕、豊前國司解僕、宇佐郡司解僕、部下百姓津守比刀申云、八幡大神託已宣、吾不領物乎神乃受氏^(マ)无所用、徒如捨於山野、封戸朝庭返奉、神波常所給神田之乃^(メ)被給牟者、府遣使覆勘每事得実、仍具狀申送者、官判隨神教命、其封戸調庸及位田、暫充造神宮寺料者、自今以後宜納府庫、

延暦十七年（AD七九八）十二月廿一日

この文書の大意は宇佐郡の百姓津守比刀の託宣を真實として八幡大神及比咩神の封戸及位田をすべて「造神宮寺料」にあて、府庫に納めよ、というのである。但し租が除かれているのは租が主として國の費用に使われたためであろう。こゝにいう「造神宮寺料」とは、八幡大神の神宮寺弥勒寺の造宮料ということである。

又右書收載文書に、

(B) 太政官 (マ) 太宰府

一八幡大菩薩宮 比咩神封一千四百一十戸

右得府解僕、民部省符所載封戸、其數如件、而太政官去年十二月廿一日符僕、件封一千四百戸、宜納府庫者、未知省府所載十戸、若爲處分者、今檢案内、十戸之封、漏於官符、宜依省符、莫有減省、
一比咩神封六百一十戸 同前一千四百十戸之内

右同前解咩、豊前國司解ミサシ、神宮司申云、前件封物、与大井封共納府庫、由是春秋祭料無物可用者、所申有實、勤請處分者、右大臣宣、奉勅、宜府官檢校割充祭料、所殘雜物便納神宮、仍即府官宮司相共出納、

延暦十八年十一月五日

とある。右文書の大意は、(a)民部省符には神宮の封戸は一千四百十戸である。一千四百戸はまちがいであるから、十戸を増しこれを比咩神に付して六百十戸とせよ。(b)比咩神の封は大菩薩の封と共に府庫に納めているから(A文書参照)、春秋の祭料がない。それはよくないことであるから、府官は検校して祭料を割当て、殘る雜物は神宮に納めよとある。然かも府官と宮司とが相共に出納するということになつて、かつての大宰檢知から、神宮の封戸に対する立場は一段と有利になつてきた。

又「類聚三代格」卷一「神社之事」所収文書に、

(C) 太政官符

應令國司出納八幡大菩薩宮雜物事

右得太宰府解僕、太政官去延暦十八年十一月五日符僕、府解僕、太政官去年十二月廿一日符僕、大菩薩并比咩神封一千四百十戸宜納府庫者、豊前國解僕、神宮司申云、比咩神封六百十戸物与大菩薩封物共納府庫、由是春秋祭料無物可用者、所申有實、謹請處分者、右大臣宣、奉勅、宜府官檢校割充祭料所殘雜物便納神宮、仍即府官宮司相共出納者、府依符旨相共出

納、而道路稍遠有煩遣使、加之檢前例、神宮當國等司相共檢掌出納、望請准先例、付國与宮共令出納、但年終用狀勘錄令申、
謹請官裁者、右大臣宣、奉勅、依請、

大同三年七月十六日

とある。要旨は一千四百十戸の神封雜物の出納は府官と宮司と相共にこれをなしてはいたが、府官出張は遠路であるため、神宮司と國司即ち國と宮に出納させて、たゞ年終用状（その年の終の決算書の意であろう。）だけを府に送ることになった。

右(A)(B)(C)の三史料をこゝに記述した理由は、この三文書に種々問題点があるからである。文学博士中野幡能氏によると、

「この封戸は後に一時官庫に出納したが、『宇佐託宣集』・『新抄格勅符抄』所収の文書によると、天平勝宝七年（七五五）二月には一度返納したがのち八百余戸は神宮寺を建造する予算にかえたとなつてゐる。それがいつ返納されたかはわからぬが、弥勒寺を建築整備することには莫大な経費が必要だつたのだろう、一応の整備ができた後に八幡宮に再度支給されたわけだろう。『新抄格勅符抄』によると全部が再び支給されている。

この八幡神の封戸位田はどのような土地であったろうか。『宇佐大鏡』によると、「本御庄十八ヶ所」とか「十七ヶ所御庄」といへてゐる。（中略）

封戸は後に莊園に変質して行く。ことに八幡神戸が『十八本御庄』になつてゐるので、その封戸の地を知ることができる。（下略）とある。これを要約すれば二つの要点があることがわかる。

(a) 八幡神の封戸及び位田は、造神宮寺料となつたが、弥勒寺の造宮が終ると、再び八幡神に賜つた。「史料は新抄格勅符抄」

(b) 八幡神に再度賜つた封戸及び位田は後に庄園化して行く。その庄園は『宇佐大鏡』にいう「十八本御庄」である。先ず(a)の点から考えて見るに、

(1) 前記(A)の文書を見るに、延暦十七年十二月廿一日、事書によれば千四百戸の封戸と百四十町の位田が全部「造神宮寺料」と

なっている。千四百戸・百四十町は、八幡大神及び比咩神の封戸及び位田の合計額である。この点私は頗る奇異に感じ、或は疑文書ではないかとまで思った。然るに(A)の文書を(B)(C)の文書と比較勘案すれば、疑文書でないことがはつきりする。博士はこの文書があるにかゝわらず、八幡大神の封戸と位田のみが「造神宮寺料」になったとされる。この点について博士の説明はない。しかし私は博士の説に賛成である。

天平宝字八年（A.D.七六四）、八幡大神に二十五戸、天平寶字八年（A.D.七六六）、比咩神に六百戸を寄進されていることはすでに述べた。八幡大神の廿五戸は小さいから別としても、比神の六百戸は天平勝宝二年に寄進された時の戸數をそのまま再寄進されているのである。だか再寄進された比咩神の封戸が「造神宮寺料」となる理由がどこにもない。もとより八幡大神は大神氏の神であり比咩神は宇佐氏の神である。大神氏の失策によって一千四百戸を朝廷に返納されたが、宇佐氏には何のかゝわりのないことであるので、比神の六百戸は再寄進されたのである。従つて比咩神の六百戸が「造神宮寺料」となる理由はない。そのようなわけで(A)文書の千四百の封戸・百四十町の位田の中で、「造神宮寺料」となるのは、八幡大神の八百戸の封戸と八十町の位田であると考えるのである。

(口)、次に博士は弥勒寺の造宮が終ると、「造神宮寺料」となった封戸と位田が八幡大神に再寄進されたとする。しかしこの御高説には私は全く反対である。

前記(A)文書には、事書に「八幡大菩薩封一千四百戸・位田百四十町」の文字があり、(B)文書には「八幡大菩薩宮并比咩神封一千四百一十戸」の文字があり、(C)文書は、「大菩薩并比咩神封一千四百十戸」の文字がみえるにより、博士の御高説の如く、八幡大神に再寄進されたということになる。これは文面通りに解釈すればその通りである。

私はこれについて、八幡大神の封八百戸位田八十町は名目的には八幡大神の封戸及び位田であり、實質的には「造神宮寺料」であったという、考え方をもつており、「造神宮寺料」は以後永く解除されず、結局これが後の莫大な弥勒寺領の中核を形成するものである。

「造神宮寺料」が、右のように、二重性格をもつていたという考え方で、前記(A)(B)(C)の三文書を見ても少しもその意の通じない所はない。八幡大神の封戸・位田が右のように二重性格をもつていたのであるから、政治的には弥勒寺勢力拡充の根源的経済的地盤となり得るし、又大神氏の側から見れば、八幡神封戸位田（八百戸＋八十町）が永く「造神宮寺料」として存続し、これが中核となつて後の弥勒寺庄園が形成されることになれば、宇佐宮の経済的基盤は、宇佐氏の氏神である比咩神の封戸六百戸位田六十町を基盤とせざるを得なくなり、その時大神氏は確定的に宇佐宮支配権の座から降り、これを宇佐氏に譲らなければならないことゝなる。宇佐宮司祭者交替の経済的基盤はこゝにあつたのである。

八、中野博士所説に「弥勒寺の造営が終ると再び（八幡神の封戸位田は）八幡神に賜つた。」とあるので、前記(A)(B)(C)の文書

其の第一は『宇佐大鏡』である。大鏡の開巻初頭に「但封千四百十戸内（割書）（八百十戸辞給、己大神分、六百戸二季祭料留、己比咩神分□）」とある。即ち大神分八百十戸を辞し、比咩神分の六百戸を二季祭料として留められたというのである。そして六百四十戸（六百戸と六百四十戸の異りの考証は略し大数をとる。）の所在國郡郷を示し、これが、「十郷三ヶ庄」であるとし、「三國七郡の御封」であるとした。そして『大鏡』の中に、八幡大神分八百戸・八十町に関する記述は見当らない。

第二に、「定八幡大菩薩行事例」（この文章は、寛平元年（AD八八九）十二月廿六日の「大宰府定文」である。）の、三十九条⁽³⁾に（要点のみをあぐ、以下同じ）、

〔右、三所大善封一千四百卅余戸也、而天平勝宝七年二月十五日詫宣、以八百戸奉返公家、即充造宮造寺料所、遣封六百戸也、（下略）〕（◎点筆者以下同じ。）

又四十三條に

以○八○百○戶○封○返○奉○公○家○所○遣○還○今○六○百○余○戶○封○

とある。九世紀終りの頃の大宰府定文に、八百戸（八幡大神分）は公家に返上し、遣す所は六百余戸であると、二ヶ所に亘つてこれを認めていることは、注目すべき事柄である。これは前記(A)(B)(C)の文書の名目上は八幡大神の封戸・位田が、その実質は造神宮寺料であるということが、弥勒寺の發展により、造神宮寺料の面が大いに生かされて、これが弥勒寺領として發展しつゝあるが故に、宇佐宮に遣つたものは六百余戸であるという表現になつたのであろう。

(1) 大分の歴史第二巻二一七頁～二一八頁

(2) 石清水文書之五「宮事縁事抄」「宇佐部」

(3) この条文は「託宣集」自(1)卷にも収められている。

(4) (3)に同じ

三 「十八ヶ本御庄」は八幡大神の封戸・位田の庄園化したものではない。

前節で中野博士の高説を一部掲載し、これを(a)及び(b)の二点に要約したが、この節ではその(b)の要点につき考察することとする。

(b)の要点は、八幡神に再度賜つた封戸及び位田は後に庄園化して、『宇佐大鏡』にいう「十八ヶ本御庄」になるというのである。果してそうであろうか。

『宇佐大鏡』にいう、「本御庄十八箇所」とは、豊前の新開庄・角田庄・津隈庄・貫庄・到津庄・勾金庄、豊後の田染庄・石垣庄、筑前の綱別庄・椿庄、筑後の小家庄・守部庄・小河庄・御深庄(?)、肥前の米多庄・赤自庄・大楊庄・大町庄である。これらの諸庄が果して八幡大神の封戸八百戸・位田八十町の庄園化したものであろうか。（位田八十町は少ないので封戸八百戸だけにしばつて考えることとする。）私はこの説には賛成しかねるものである。

(1) 「大鏡」 자체に、前記十八ヶ庄を記したあとに、

「件十七箇所御庄（前述の十八庄の中から御深庄を除く）等、或御位田百卅町（割注）御供田十二丁（割注）或御油料庄等也」と

まとめている。『大鏡』自体が、前記十七庄は位田・供田・御油料をもとにしてできた庄だとするのである。それだけではない。十七ヶ御庄の説明の中に、小家庄には

「件庄田十五丁五反者、以天平勝宝年中、公家奉寄御位田百三十町之内也」

とあり、小河庄には

「本庄十二丁ハ大井御位田也」

とあり、又上欄書入の中に治安三年の筑後國符写があり、その事書に

「可任代々例免除、八幡宇佐宮御位田并御裝束料桑事」

とあり、この事書にかかる庄は、小家庄・小河庄・御深庄である。

口、次に八幡大神の封は八百戸である。一郷五十戸単位で寄進されたとすれば、十六郷の寄進である。比咩神の場合六百十戸であるから、五十戸単位の郷が寄進されたとすれば十二郷と十戸の寄進ということになる。然し『宇佐大鏡』によれば、比咩神に六百四十戸が計上されており、これが宇佐宮領十郷三箇庄という庄園に変質している。

十郷とは豊前では宇佐郡の封戸・向野・辛島・高家の四郷（但し葛原郷は辛島郷内にはいる。）、下毛郡の大家・野仲の二郷、上毛郡（これは二郷百戸の地であるが、郷名が出ず、郡名を以って郷に准じてある。）、豊後では、國崎郡の來繩・安岐・武藏の三郷、合計十郷で、郷名のまゝ庄園化されている。この地帯は宇佐宮の膝下にあって、封主（後には庄園領主）宇佐宮の直接支配の及ぶ地帯であったので、郷名のまゝ大宰府の檢知権、國の施行権を宇佐宮が接収し、その間に郷の統廃合が行なわれたらしい。

三庄というは、豊後の緒方庄、日向の宮崎庄・臼杵庄の三庄のことである。

十郷三庄（正しくは一郡九郷三庄）は、五十戸の一郷の郷が過半数を占め、宇佐宮の支配下にはいると、統廃合、擴張といふことも十分考えられ、又これを立證できるケースも多い。

比咩神の封戸六百十戸（『大鏡』では六四〇戸）は右の如く、一郷五十戸が基幹となつて奉寄せられ、これには勿論例外もあるという所が實状である。この点中野博士も十分認識されていることは、『大分の歴史』(2)二二〇頁の表「比咩神封戸」を見てもわかる。

然るに、八幡大神分の封戸が『宇佐大鏡』にいう「十八ヶ御庄」であることは、比咩神封戸の寄進の原則、五十戸一郷を単位とする（勿論例外もある）という、条件をみたしていないと思はれる。

これを例證すれば、角田庄は、

「上毛・下毛・田河三箇郡散在の神領御封田八十五町五反二百廿八歩」（○宇佐
十戸一郷を単位とする（勿論例外もある））

をもつて相博立券したものであり、津限庄本田は、

「京都・中津両郡散在御封田」（○宇佐
大鏡）

をもつて相博立券したものであり、貫庄は、

「以神領内上毛郡十五丁六段三百歩、宇佐郡五丁八段六畠等相博立券」（○宇佐
大鏡）

したものであり、到津庄は

「規矩郡内散在御封田八十二町八段余」（○宇佐
大鏡）

の内をもつて相博立券したものであり、勾金庄は、

「上毛・下毛・田河三箇郡散在御封田八十五丁五段二百廿八歩」（○宇佐
大鏡）

をもつて相博立券したものである。

即ち右の五庄は、各郡散在の御封田を行政の都合上相博して一地に集め立券したものである。

勿論こゝに「御封田」という語が連続的に出るが、私は御封田＝封戸とは考へない。その理由は封戸の寄進は奈良朝であり、「大鏡」の成立は鎌倉初期である。従つて、位田・供田その他御油料というやうなものも皆、御封田の一語にまとめたものと思われる。そのように考へないと、

「件十七箇所御庄等、或御位田百卅町・御供田十二町、或御油料庄也」（○宇佐）
（大鏡）

という記録と矛盾することとなる。

従つて右五庄は、比咩神封戸の如く基本的には五十戸一郷を単位として成立したものではなく、各郡散在の位田・供出等を一所に集め相博立券したものである。

右によつて考へるに、同時に寄進せられた比咩神分は五十戸一郷を以つて寄進したことが基本原則であれば、大神分の封戸も比咩神と同一の基本原則であつたであらうと考えるならば、「十八ヶ御庄」は殆んどこれをみたしていない。故に「十八ヶ御庄」は八幡神の封戸の庄園化したものではあるまいという結論に達するのである。

四、八幡大神の封戸位田は造神宮寺料から弥勒寺領の中核体を形成した。

宇佐宮の庄園發展を『宇佐大鏡』等によつて見るに、十八ヶ本御庄の庄園化は、第一表の通りである。その早きは一〇〇三年以前に庄園化しおそくとも十一世後半以前に庄園化した。

位田供田等がこのように十一世の前半に主として庄園化していることは、封戸の庄園化がなくして、換言すれば宇佐宮膝下の直轄的な内封四郷＝封戸。向野・辛島・葛原郷を含む／・高家、下毛郡の野仲・大家、國東郡の来繩・安岐・武威等諸郷が、庄園化していなければ、十ヶ御庄（位田供田）の庄園化は考えられない。

「八幡大菩薩行事例四十九箇条」⁽¹⁾の42条に、「一應停止諸封并宮寺境地令出入府國司事

右申請堺地之日、定四至立公驗、是宮寺使之外爲不令出入公私使也、而如聞者、立券公驗之後、或稱有公驗之外田地、入徵

第一表 比賣神本御庄の成立
(宇佐宮位田供田等の庄園化)

庄名	成立年月日	典拠	備考
1 新開庄	延久3・11・—以前 (1071)	大鏡本御庄	寶蔵焼亡以前
2 角田庄 本田 新加入田	長元4・—・— (1031) 康平6・8・— (1063)	“ “	
3 津隈庄 本田 新加入田	不明 康平4・—・— (1061)	“ “	本田の立券は 新加入田の立 券以前である。
4 貫庄	天喜2・—・— (1054)	“	
5 到津庄	寛弘4・4・15 (1007)	“	
6 勾金庄 本田 新加入田	長元4・2・26 (1031) 康平元・3・— (1058)	“ “	
7 田染庄	不明	“	
8 石垣庄	不明	“	
9 繩別庄	長保5・8・19以前 (1003)	宮寺縁事抄宇佐四 八幡八菩薩宇佐宮 司解状	
10 椿庄	長保5・8・19以前 (1003)	“	
11 小家庄	不明	大鏡本御庄	
12 守部庄	万寿3・1□・15 (1026)	“	
13 小河庄	不明	“	
14 赤自庄	長保5・8・19以前 (1003)	宮寺縁事抄宇佐四 八幡大菩薩宇佐宮 司解状	
15 大楊庄	長保5・8・19以前 (1003)	“	
16 大町庄	長保5・8・19以前 (1003)	“	
17 米多庄	不明	大鏡本御庄	

國郡之由云々、是專非公驗之本意、自今以後停止封鄉並堺地出入使々、令勿交行公事之」

右の42条を分称すれば

1 封鄉は四至を定め公驗を立て、宮寺使の外は公私使を入れない。

2 立檢公驗の後、その中に公田があるとして國郡使が入徵すると聞くが、以後は封鄉並に堺地に公使を入れること停止する。しかるにこの文書は寛平元年（A.D.八八九）十二月廿六日の大宰府定文である。大宰府は國の出先機関として庸調の収納者であり、諸國は租の大部分の収納者であったが故に、(1)「大宰府の檢知」から(2)府司⁽²⁾と相共に出納する段階となり(3)國司⁽³⁾と官司⁽⁴⁾とが相共出納することとなり、(4)その次は封鄉⁽⁵⁾には四至を定め、公驗を立て、公話使の出入を禁じ、宮司のみが出納する段階である。これは九世紀の終末期の有様である。

然るに大宰府も諸國もその長官の更迭のたびに、又は宇佐宮・弥勒寺の勢力の消長の關係により、封鄉の庄園化はなお流動的であつた相違ない。しかし十世紀中には封戸も確實に庄園したことであろう。十一世紀には位田供田等が庄園化し、十二世紀以降は、國々散在常見名田（庄）へと發展したことであろう。これは巨視的に見た事であつて子細に見ればその例外も多いであろう。

右は比咩神の封戸六百戸位田供田等の庄園化のあらましを見て來たのであるが、然らば八幡大神の封戸位田はどのようになつたのであらうか。前述の如く中野博士は『大鏡』にいう「十八ヶ御庄」になつたのであるといわれる。私はこれに対し、帳面上は「八幡大神の封戸八百戸・位田として残り、實質的には「造神宮寺料」であるということは既述の通りである。造神宮寺料という所料は、一般的にはその造営が終れば官に返す性質のものである。しかるに弥勒寺がこのことを易々と当然なこととして返却したであらうか。こゝに「造神宮寺料」の引揚とか存続とかの實質的な権能者は大宰府の長官である。

然るに長徳元年（A.D.九九五）十月十八日大宰大貳藤原佐⁽⁷⁾が罷免された。これは宇佐宮の訴によるものであった。これよりさき、大宰大貳の行状について推問使を發せられた。その推問使が解由を奉つたので、法家に下して罪名を勘申せしめた。

法家の勘申は除名に相當する罪名であったが、そのことは決せず、十月十八日結局罷免された。「本朝文粹」⁽⁸⁾によると、宮

道義行が西海の温泉で聞いた話として、大貳佐理は、「政多邪僕、忽發吹毛之論、遂張陷身之機、論其殘虐、乳虎猶仁心之獸也、校其狂欲貪鳥則廉讓之禽也」

その性質邪僕にして、殘虐、且つ狂欲の人であったとしている。

これによつて見るに、宇佐宮及び弥勒寺が庄園の確保・拡張せんとするに際し、宇佐宮・弥勒寺側の主張を認めず、狂欲の本性を發揮し、宇佐宮側の主張を受入れなかつたがために、宇佐宮側の圧力により、罷免されたものと思はれる。

長保五年（AD 1003）八月十九日、大宰帥平惟仲の非行にまりかねた、八幡大菩薩宮司等は、太政官に越訴した。

その事書を列举すれば、

1 今年奉換三所大菩薩の御装束用例用物を在地の府使に下知して勤仕せられんことを請う。

2 非例の責による勤仕を停止し、弥勒寺金堂を改造せらんことを請う。

3 旧例に任せて、宮司神部等を府邸に召上ぐる非例を停止せしめんことを請う。

4 惟仲の任命した弥勒寺権講師盛仁の非行及、盛仁の弟子薦命女犯のことを訴う。

5 惟仲、八幡宮に非例の行幸を命するにより、宮中に物恵たえざることを訴う。

6 府國使らが禁堺を破り入り、宮司等を責め、非例の銀、臨時雜役を徴収せんとするので、これを停止せられんことを請う。

7 宮領・御位田・諸封庄田を悉く公田に勘返し、官物を率徴せしめる等により、神供不能につきこれを停止せしめらんことを請う。而して天平勝宝二年聖武天皇封戸御寄進の御起請文を書き添えてある。

8 大菩薩御料米を帥館料米などと稱し之を押領し、宮司邦利を宮中に禁固するなどのことを停止せられんことを請う。

9 以上の非例等により、宮中及び國中に狐充満していることを申す。（物恵の实在を報す）

右の太政官に対する越訴状は、太政官符⁽¹⁰⁾によってすべて宇佐宮側の主張が容れられ、殊に第九条については「令宮中修仁

王講説」せしめられたことゝなつた。この太政官符の發給せられた日は不明である。

この年十一月廿七日には宇佐宮の神人等が上洛して惟仲の苛政を訴えている。又翌寛弘元年（AD一〇〇四）三月廿四日は宇佐宮神人が三百人から五百人も大挙して、陽明門^[12]に押しかけ、帥惟仲の非行を訴えた。但しこの時には訴訟の内容はエスカレートし、惟仲が宇佐宮宝殿（神殿）を封じたということにあつた。朝廷では四月廿八日藤原忠考^[13]等を、大宰府推問使として遣し實態調査にのり出した。又六月四日には宇佐宮は大宰府の非行十ヶ條を越訴した。

この訴訟はついに宇佐宮の勝となり、六月八日平惟仲は釐務^[14]を停止され、その年十二月三日より病み、寛弘二年三月十四日没した。これにつき、「小右記」に、「宇佐宮降誅歟、最可畏」（◎点筆者）とある。

右の如くAD一〇〇〇年の前後に、宇佐宮及び弥勒寺が強引に大宰府の長官を二度に亘って罷免し、その直後から、宇佐宮及び弥勒寺に庄園が集積して來るのである。このことは、宇佐宮の封戸・位田（八幡大神分は造神宮寺料）の檢知権者である帥を「降誅」せしめることにより、いよいよ宇佐宮及び弥勒寺の庄園化が確実になつたのである。この時弥勒寺講師元命^[16]が活躍している。

弥勒寺講師元命は、石清水八幡宮の護國寺で年穂を積み、長保元年（AD九九九）に弥勒寺^[17]講師に補任されてからも、護國寺の別当となり、本末一宮に亘つて絶大な勢力をもつていた。その講師職の如きも、六年一任であつたものを、元命の請により永宣旨を賜つた。元命は永承六年八月廿九日弥勒寺で入滅するが、元命の弥勒寺講師在任中、寛弘年中（AD一〇〇四～一〇一二）攝籠家の御願寺として喜多院を建立し、こゝに莫大な弥勒寺庄園が集積された。

右のことは元命の存生中二男の戒信に弥勒寺の講師職を譲つたが、長男の清成はこれを承知せず、元命入滅の翌永承七年、宇佐宮寺（弥勒寺）總檢校職を、大宰府符をもつて補任された。こうなると戒信の弥勒寺所領管理は清円に移つてしまふのである。この時の府符は次の通りである。

應令任故法印大和尚位元命相承道理、以法眼和尚位清成、爲弥勒寺總檢校職執行、八幡宇佐宮寺末寺末宮并所領庄園雜事務稅右、得法眼和尚位清成今年四月十三日款狀備、請特蒙府裁、任故法印大和尚位元命相承道理、被補任八幡宇佐宮寺惣檢校職狀、右謹檢內、故法印大和尚位元命、爲宮寺總檢校職、勤仕恒例佛神事、己經數代也、而彼入滅之後、有依違前後之事等者、爲惣檢之官爲申行、言上如件、望請府裁、被補任件職、將勤仕鎮護國家之御願者、任故法印大和尚位元命相承道理、以法眼和尚位清成爲惣檢校職、可令執行宮寺庄園雜事之狀、所仰如件、國宣承知、依件行之、符到奉行、
參議正三位大貳源朝臣在判 正六位上行大典清原真人忠宗牒

永承七年六月八日

右の符と同文同年月日の符が、九國二島の國司及び島司に發給されている。してみれば大宰府管下のすべての諸國に弥勒寺領が存在したことを意味するのである。しかもそれが弥勒寺領惣檢家の御願寺喜多院に集中されるのである。

「弥勒寺喜多院所領注進状」によれば、豊前五十五所・豊後十八所・筑前十四所・筑後七所・肥前六所・日向三所・薩摩四所・肥後四所・大隅三所、都合百四所（百十四所）の庄園があげられている。鎌倉の大隅・薩摩・日向・豊後の圃田帳を見ても、その所領の莫大さに驚くのである。

これは弥勒寺講師元命が、惣檢家の御願寺料として、かつての八幡大神の封戸（造神宮寺料）を生かし、八百戸の封戸と位田を庄園化したものであろうと思う。元命から見れば、八百戸の封戸・位田が、造神宮寺料となつたものを、そのまま大宰府の檢知下に置くことはしのばれず、大宰府の長官を罷免に追いこんだり、又取入つたりして、八幡大神の造神宮寺料を弥勒寺料として喜多院に寄進させたものであろうと思う。残念ながらこれを證する史料に接しない。しかしこう考えなければつじつまが合はないと考えている。

若し八幡大神の封戸・位田が、「造神宮寺料」となり、それがそのまま弥勒寺庄園の中核体となつたとすれば、これば比咩神の封戸六百戸が、十郷三ヶ庄となり、位田等が、十八ヶ御庄となり、それに寄進地・開墾田・加納等による常見名田が集積

されたと同様に、弥勒寺領の場合もこの三層が考えられるのである。前記「弥勒寺喜多院所領注進状」の百十四所を右の三層に分類することは極めて至難のことであるが、第一層の封戸について考えて見るに、八百戸の封戸が、全部五十戸単位の郷、十六郷（比咩神の場合のように、加封と五十戸一郷にみたず、又郷の分合などによって五十戸一郷の原則を破る場合もあったであろう。）が、前記「喜多院所領注進状」の百十四所に含まれている筈である。今「倭名類聚鈔」の郷名と之に對応する弥勒寺領領を書き出してみれば次のとおり

第二表 郷名と対応する弥勒寺領

薩摩	肥前	豊後	豊前	國名																			
高城	養父	三根	國崎	筑城	郡名																		
新多	養父	千栗	伊美	山香	大神	田川	上毛	下毛	宇佐	速見	豊後	位登	大野	山田	廣山	麻生	山田	大野	位登	大野	山田	大野庄	位登庄
新田庄	上養父庄	千栗庄	伊美庄	山香庄	大神庄	田 ^(マ) 布 ^(マ)	八坂	八坂	由布	由布院庄	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	

國名	郡名	郷名	庄名
薩摩	薩摩	日置	日置庄

右表の如く、一二の例外を除き四国十一郡に亘って、十三庄が、郷がそのまゝ弥勒寺領となつたと思われる庄名である。このように考えてくる時、十八ヶの本御庄が八幡大神の封戸の庄園化したものである。（中野博士説というより、八幡大神の封戸が、八幡大神の封戸の名稱のまゝ造神宮寺料（造弥勒寺料）となり、この造神宮寺料を元命の時（十一世）、宇佐宮と弥勒寺との強力にしてたゞまさる努力によって、大宰府の長官を二名までも罷免（帥惟仲の如きはその後病死したが「降誅」であると評された。）して、この大業をなし遂げたと考える。そしてその時機は八幡大神の位田の庄園化と同時、即ち弥勒寺講師在任中であることを大宰府符によつて論証したのである。

- (1) 石清水文書之五「宮事縁事抄」「宇佐部」
- (2) 「続日本紀」天平勝宝六年十一月丁亥条
- (3) 「新抄格勅符抄」10巻、延暦十八年十一月五日「太政官符」
- (4) 「類聚三代格」卷一大同三年七月十六日「太政官符」
- (5) 「宮寺縁事抄」宇佐部「定八幡大菩薩行事例」中の第四十二条及四十三条
- (6) 「日本紀略」長徳元年十月十八日条、「百練抄」同年同月同日条
- (7) 「本朝世紀」長徳元年九月廿八日条、「權記」同年同月同日条
- (8) 「本朝文粹」六、長徳三年正月廿一日「宮道義行申文」
- (9) 「宮寺縁事抄」宇佐四「八幡大菩薩宇佐官司解状」
- (10) 「宮事縁事抄」宇佐部「太政官符」本文書には日付を欠く。
- (11) 「百練抄」長保五年十一月廿七日条

(12) 「日本紀略」寛弘元年三月廿四日条、「御堂関白記」同年同月同日条

(13) 「日本紀略」、「御堂関白記」、「権記」ともに寛弘元年四月廿八日条

(14) 「日本紀略」寛弘元年六月四日条

(15) 「小右記」寛弘二年正月十六日条、「宇佐宮御崇歟」と文中にある。同八日條には、弥勒寺講師元命が「打腰不覺」と惟仲のことを報じている。

(16) 「御堂関白記」寛弘元年四月六日・九日・十日条、「権記」長保六年五月九日条、「弥勒寺領奉寄次第（益永家記録）所收長保六年六月廿六日「太政官牒」、「小右記」寛弘二年正月八日条、等に直接的には見えるが、それよりも、「宮事縁事抄」「官」永承七年六月八日、「大宰府符」（九国二島の国司島司に符す）の方が比重が重い。

(17) 「群書類從」卷百六十九「石清水祠官系図」元命譜

(18) 「石清水文書之二」四〇六号「太政官符」の前に記された「元命譜」

(19) 「弥勒寺領奉寄次第」所收、文永元年九月廿三日「官宣旨」

(20) 「宮寺縁事抄」「官、永承七年六月八日「大宰府符」十一通、十通抄略、

(21) 由布院及び山香庄は「弥勒寺喜多院所領注進状」には見えず、「弥勒寺奉寄次第」所收、文治二年四月十三日「後鳥羽位序下文」による。

五 おわりに

私は右の如く、八幡宮の封戸千四百十戸・位田百四十町は大神田麻呂・杜女の失脚により、朝廷に返上されたが、その後比咩神の封戸（恐らく位田）六百戸は再び比咩神に奉獻されたのであるが、八幡大神分の封戸位田は、八幡大神分としての封戸位田の名を存しながら、「造神宮寺料」となった。

中野博士は、「造神宮寺料」の八百戸は弥勒造営が終ると、再び八幡大神に寄進せられ、それが後の「大鏡」にいう「十八ヶ本御庄」へと庄園化することとした。

私はこの説に対し、八幡大神の封戸・位田はその名のまゝ、「造神宮寺料」となり、弥勒寺造営の完成後も、（八幡大神封戸位田）||「造神宮寺料」として存続したとする。

そしてこの段階において八幡大神をまつる大^{ナカニシ}氏の経済的基盤はゼロとなり、比咩神をまつる宇佐氏の経済基盤（比咩神の封六百戸及位田六十町）によって宇佐宮は運営せらるゝこととなり、これによつて大神氏は宇佐宮管理権（宇佐宮最高管理権者||大宮司）を喪失し、宇佐氏が管理権者と交替することをのべた。

比咩神の封戸の庄園化は十世紀、位田供田等の庄園化は十一世紀、常見名田という寄進地系の半不輸田の多い庄園は十二世紀に莫大な量となつて拡大したことのべた。

一方「造神宮寺料」となつた八幡大神の封戸位田は、弥勒寺側が主導権を握り、宇佐氏出身の傑僧元命（石清水八幡宮護國寺の僧官であり八幡宮に出仕すれば祠官となり、法印に叙した。法印とは僧綱の最高官僧正に賜わる僧位で、二位に準ぜられた）は石清水八幡宮に籍を置きながら、弥勒寺の長官たる講師職に補られ、しかもこれを永宣旨で給つた。（終身官）

弥勒寺講師元命は、「造神宮寺料」とその在任中（十一世紀）比咩神の封戸・位田の庄園化と同時に、「造神宮寺料」を弥勒寺喜多院領として庄園化した。喜多院は摂関家の祈願寺であり、当時は藤原道長が比定される。「この世をば我が世とぞ思ふ」道長に接近し得たのは、元命が二位に相当する法印という僧位をもち、弥勒寺の講師にして、石清水の祠官であったからである。弥勒寺庄園は摂関家の御願寺である喜多院に集積されたが、この庄園の中核体は「造神宮寺料」（||八幡大神の封戸・位田）の庄園化したものであり、その庄園の中に五十戸一郷という郷が庄園化したと思われる庄園が十三庄ばかり検出できることによつて、「造神宮寺料」が中核体となつて弥勒寺庄園が形成されたものであるといふ確信を強くするものである。